

専修学校専門課程による社会人等向け短期プログラムについて（たたき台）

1. 趣旨

専修学校専門課程は、社会人等の学び直しの機関としての役割の強化が期待されおり、働き方改革を実現する上でも、短期間で職業に結びつく学習環境整備が喫緊課題。

2. 具体的な施策

文部科学大臣認定制度「職業実践専門課程」とは別に、専修学校専門課程による社会人等向け短期プログラムを文部科学大臣が認定する制度を創設することにより、社会人等の学び直しを促進する。

(1) 認定対象

2年未満の短期プログラム（120時間以上2年未満）

(2) 認定要件

産業界のニーズを踏まえたものであるとともに、社会人等の学び直しに貢献するプログラムである必要があることを踏まえ、以下の要件を設定する。

- ① 当該短期プログラムを提供する専修学校専門課程について、職業実践専門課程の認定要件（修業年限及び総授業時数に関する要件を除く）を満たす課程とする。

（参考）職業実践専門課程の認定要件

- ・ 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- ・ 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- ・ 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- ・ 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

- ② 短期プログラムについて、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 夜間開講等、社会人等が受講しやすい工夫が整備されていること
- ・ 受講後の就職状況からみて十分な効果があると認められること